

岩手県林地開発行為連絡調整事務取扱要領

| | |
|----------------|----------|
| 平成10年2月24日 | 森第1411号 |
| 平成11年4月22日 | 森第115号 |
| 平成12年3月31日 | 森第1376号 |
| | 林業水産部長通知 |
| 平成15年4月22日 | 森第132号 |
| 平成18年7月20日 | 森保第453号 |
| 平成19年12月21日 | 森保第1135号 |
| 平成22年3月31日 | 森保第1670号 |
| 平成24年1月11日 | 森保第1044号 |
| 平成25年8月22日 | 森保第686号 |
| 令和2年6月30日 | 森保第398号 |
| 最終改正 令和6年1月16日 | 森保第928号 |
| | 農林水産部長通知 |

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県林地開発許可制度実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第4項に定める知事への協議について、要綱第18条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(事務の所掌)

第2 協議に係る事務の所掌については、岩手県林地開発許可事務取扱要領第2の規定を準用する。

(協議書の提出)

第3 要綱第3条第4項の規定により、知事に協議を行おうとする者（以下「協議者」という。）は、林地開発協議書（様式第1号）により協議するものとする。

2 協議者は、協議するに当たって、前項に定めるもののほか、別記に掲げる書類を提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、広域振興局長又は農林水産部長（以下「部長」という。）は、必要があると認めるときは、協議者に対して資料の提出を求めることができるものとする。

(協議書類の形式要件の審査等)

第4 協議書を受付けた広域振興局長は、協議書の記載事項に不備がないことや必要な書類が添付されていること等を確認のうえ、不備があるときは、様式第2号により相当の期限を定めて、協議者に補正等を求めるものとする。

2 広域振興局長は、不備のない又は不備の補正が終了した協議書を受付けたときは、林地開発協議書受理簿（様式第3号）に所要の事項を記載するものとする。

(事務処理の円滑化)

第5 林地開発の協議に当たっては、許認可等標準処理日数規程（昭和41年訓令第15号）に定める標準処理日数の趣旨を十分配慮し、事務の迅速かつ適正な執行に努めるものとする。

(関係書類の保存)

第6 林地開発の協議に係る書類については、次に掲げる期間保存するものとする。

- (1) 林地開発協議書受理簿 3年
- (2) 林地開発協議台帳（様式第4号） 永年
- (3) 林地開発協議図書 開発行為完了日の翌年度から起算して5年

第2章 広域振興局長所掌に係る事務処理

(協議内容の審査等)

第7 広域振興局長の所掌に係る協議を受付けた広域振興局長は、関係通達及び林地開発許可技術基準に基づき、法第10条の2第2項各号に規定する条件への適合の有無について審査するとともに、必要に応じ、現地調査を実施するものとする。

2 広域振興局長は、前項の審査または調査の結果、協議書の記載事項等に補正が必要な場合には、相当の期限を定めて、様式第2号により協議者に補正を求めるものとする。

(協議への応諾等)

第8 協議に係る審査を終了した広域振興局長は、林地開発協議審査調書(様式第5号)を作成のうえ、協議に対する意思の決定を行うものとする。

2 前項の決定をした広域振興局長は、通知書(様式第6号)により協議者に通知するとともに、部長に決定の報告を行うものとする。

3 前2項の処理を行った広域振興局長及び前項の規定により報告を受けた部長は、林地開発協議台帳に所要の事項を記載するものとする。

(着手の報告)

第9 協議応諾の通知を受けた者(以下「既協議者」という。)が、開発行為に着手したときは、速やかに、林地開発行為着手報告書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

2 前項の着手報告書を受付けた広域振興局長は、その写しを添えて速やかに部長に報告するものとする。

(開発行為の計画の変更等)

第10 開発行為の計画を変更した既協議者は、変更後の開発行為に着手する前に、林地開発計画変更届出書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

2 前項の変更届出書を受付けた広域振興局長は、その写しを添えて部長に報告するものとする。

(開発行為の中止等)

第11 開発行為を中止しようとする既協議者は、開発行為を中止する前に、林地開発行為一時中止(再開)届出書(様式第9号)を知事に提出するものとする。

2 前項の規定は、中止した開発行為を再開しようとする既協議者に準用する。

3 第1項及び第2項の届出書を受付けた広域振興局長は、その写しを添えて部長に報告するものとする。

(開発行為の完了(部分完了)の報告等)

第12 既協議者は、開発行為が完了(部分完了)したときは、速やかに、林地開発行為完了(部分完了)報告書(様式第10号)を知事に提出するものとする。

2 前項の完了(部分完了)報告書を受付けた広域振興局長は、審査のうえ、必要と認めるときは現地調査を行うものとする。広域振興局長は、その報告書の写しと現地調査の関係書類の写し(現地調査を行った場合のみ)を添えて速やかに部長に報告するものとする。

3 部分完了の要件は、岩手県林地開発許可事務取扱要領第14第2項の規定を準用するものとする。

第3章 広域振興局長の所掌以外に係る事務処理

(協議書の進達)

第13 第4の規定により広域振興局長所掌事項以外の協議書の審査を終了した広域振興局長は、様式第11号により部長に進達するものとする。

(協議内容の審査等)

第14 第7から第12までの規定は、広域振興局長所掌以外の協議に準用する。この場合、「広域振興局長」は「部長」と、「部長」は「広域振興局長」と、「報告」は「通知」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月31日森第1376号）

- 1 この要領は平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月22日森第132号）

- 1 この要領は平成15年4月22日から施行する。

附 則（平成18年7月20日森保第453号）

- 1 この要領は平成18年7月20日から施行する。

附 則（平成19年12月21日森保第1135号）

- 1 この要領は平成19年12月21日から施行する。

附 則（平成22年3月31日森保第1670号）

- 1 この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月11日森保第1044号）

- 1 この要領は平成24年1月11日から施行する。

附 則（平成25年8月22日森保第686号）

- 1 この要領は平成25年8月22日から施行する。

附 則（令和2年6月30日森保第398号）

- 1 この要領は令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和6年1月16日森保第928号）

- 1 この要領は令和6年4月1日から施行する。